

平成30年
3月議会
No.153

高鍋

議会だより



一般会計
当初予算

県立高校入学支援金補助

2P

一般
質問

9人が登壇

10P~15P

条例

議会基本条例制定

8P

未来に
届け

高鍋しんかんちやー

16P

主な新規事業

- ◆人工透析患者交通費助成事業 128万円
 - ◆障がい者（児）防災減災推進事業 142万円
 - ◆地域おこし協力隊事業 367万円
 - ◆明倫堂創設240年記念事業 402万円
 - ◆県立高等学校入学支援金補助（1人1万円） 440万円
 - ◆地方税共通納税システム導入業務委託 440万円
 - ◆津波避難タワー事業（樋渡地区） 6615万円
 - ◆畑かん整備事業 1億3540万円
 - ◆認定こども園施設整備事業補助金 2億2849万円
(ももの木保育園園舎改修事業)
 - ◆社会资本整備総合交付金事業 5億3160万円
 - ◆工業用地へのアクセス道となる 5億1745万円
町道などを整備する単独道路改良事業

中 村 課 税 長 務	中 村 固 定 資 産 税 が 減 額 と な っ た 理 由 は か。 積 算 は し て い な い。	町税増は、ふるさと納税参加業者の成果			
中 村 教 育 課 長 務	中 村 地 方 消 費 税 交 付 金 は 地 方 へ 配 分 さ れ る 事 を 政 府 は 打 ち 出 し た が 。	3年毎の評価替えが行なわれた事による もの。			
中 村 政 策 推 進 課 長	中 村 昨 年 12 月 に 消 費 税 收 配 分 を 小 売 年 額 等 を 反 映 し 、 当 初 予 算 へ の 反 映 は な い が 、 増 額 さ れ る 見 込 み は あ る と 考 え る。	政策推進課長	昨年12月に消費税収配分を小売年額等を反映し、当初予算への反映はないが、増額される見込みはあると考える。		
中 村 政 策 推 進 課 長	中 村 再 編 関 連 訓 練 移 転 等 国 庫 支 出 金 が あ る が 、 そ の 利 用 計 画 は あ る の か。	政策推進課長	再編関連訓練移転等国庫支出金があるが、その利用計画はあるのか。		
中 村 教 育 施 設 整 備 方 針 あ る の か。	中 村 防 犯 灯 の L E D 化 整 備 等 を 	中 村 教 育 施 設 整 備 方 針 あ る の か。	中 村 防 犯 灯 の L E D 化 整 備 等 を 		
中 村 教 育 施 設 整 備 方 針 あ る の か。	中 村 公 共 交 通 問 題 と 交 通 手 段 の な い お 年 寄 り の 方 へ の 交 通 手 段 確 保 及 び 食 事 提 供 に つ い て の 考 え 方 は あ る の か。	中 村 教 育 施 設 整 備 方 針 あ る の か。	中 村 公 共 交 通 問 題 と 交 通 手 段 の な い お 年 寄 り の 方 へ の 交 通 手 段 確 保 及 び 食 事 提 供 に つ い て の 考 え 方 は あ る の か。	中 村 公 共 交 通 問 題 と 交 通 手 段 の な い お 年 寄 り の 方 へ の 交 通 手 段 確 保 及 び 食 事 提 供 に つ い て の 考 え 方 は あ る の か。	中 村 公 共 交 通 問 題 と 交 通 手 段 の な い お 年 寄 り の 方 へ の 交 通 手 段 確 保 及 び 食 事 提 供 に つ い て の 考 え 方 は あ る の か。
中 村 教 育 施 設 整 備 方 針 あ る の か。	中 村 今 年 は 特 別 展 で ル ー ブ ル 美 術 館 展 を 計 画 し て い る 他 、 若 手 ア ー テ イ ス ト 6 名 の 展 示 を 計 画 し て い る。	中 村 教 育 施 設 整 備 方 針 あ る の か。	中 村 今 年 は 特 別 展 で ル ー ブ ル 美 術 館 展 を 計 画 し て い る 他 、 若 手 ア ー テ イ ス ト 6 名 の 展 示 を 計 画 し て い る。	中 村 今 年 は 特 別 展 で ル ー ブ ル 美 術 館 展 を 計 画 し て い る 他 、 若 手 ア ー テ イ ス ト 6 名 の 展 示 を 計 画 し て い る。	中 村 今 年 は 特 別 展 で ル ー ブ ル 美 術 館 展 を 計 画 し て い る 他 、 若 手 ア ー テ イ ス ト 6 名 の 展 示 を 計 画 し て い る。

30年度一般会計当初予算

119 億 8000 万円

大型事業前年比40.6%増(前年度比34億5816万円増)

県立高校 入学支援金補助

440万円（1人1万円）



高鍋高校



高鍋農業高校

特別會計

国民健康保険	25億4663万円
後期高齢者医療	5億 956万円
下水道事業	4億5779万円
介護認定審査会	1032万円
介護保険	18億2694万円
一ツ瀬川雑用水	1700万円
西都児湯固定資産評価	30万円
工業用地造成事業	17億5845万円
水道事業	4億6782万円

平成30年第1回定例議会は3月5日に開会し、20日に閉会しました。

今定例会では、一般会計当初予算、一般会計補正予算議案18件の他、条例一部改正15件、条例の制定など3件、条例の全部改正1件、同意3件、
諮詢1件、発議1件（議会基本条例等設置）等が
原案通り可決されました。

昨年の就任以来、「豊かで美しい、歴史と文教の町の再生」をビジョンとした町づくりに取り組みました。

この一年を振り返ると、企業誘致、

ふるさと納税25億円、中学生までの医療費の無償化、鈴木馬左也シンポジウムの開催など、いくつかの成果を生み出すことができました。

特に南九州大学高鍋キャンパス跡地に宮崎キヤノン株式会社の工場を誘致できたことは良いスタートを切ることができたと考えます。

また、株式会社デイリーマームなどの企業誘致により、人口減少対策で求められる「新産業創出」「雇用の場の創出」が実現されたことにより、町に勢いが生まれ始めたと考えます。

平成30年度は、昨年提案した「10の達成すべき目標」の下、達成された課題と新たな課題を勘案し、皆様と共に、さらに大きな成果を創り出して行かなければなりません。

町長施政方針（抜粋）

「重点項目」

・企業誘致

・中高一貫の教育改革

・農畜産品のブランド化、6次産業化

・高鍋駅舎周辺及び蚊口浦海浜公園の再生

・図書館の再生

・「高鍋温泉めいりんの湯」の経営革新

・道路の整備

・町なか再生

・起業家養成

・観光イベントの充実

・指定管理者制度の積極的な導入

・町立「わかば保育園」のあり方検討

・教育委員会の移転

・社会福祉協議会との連携強化

・ふるさと納税のさらなる推進

・城下町プロジェクトの設置
(歴史と文教の城下町の再生)

・藩校明倫堂創設240年シンポジウム開催

・持田古墳群と花守山との連携

・古民家再生

・街並み街路樹の整備



園舎全面建替予定のもの木保育園

主な条例改正

高鍋町消防団条例の一部改正について

報酬を少し上げるもの

高鍋町ねたきり老人等介護手当支給条例の全部改正について

介護者の精神的及び経済的負担を軽減するもの

高鍋町国民健康保険準備積立基金条例の一部改正について

円滑な運営を図るために「高鍋町国民健康保険基金」を設置

人事

西都児湯固定資産税評価審査委員会委員

池澤耕助氏（再任）
日高省吾氏（再任）
日野祥二氏（新任）

人権擁護委員

三好純子氏（再任）

平成30年 第1回定例会 可否表

件名	(○賛成 × 反対 一欠席) ※議長は採決に加わりません																	
	1	2	3	4	5	6	7	8	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
議案2 平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	/	
議案9 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	
議案14 高鍋町国民健康保険準備積立基金条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	
議案27 平成30年度高鍋町一般会計予算	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	/	
議案37 平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	/	

以下の議案は、全員賛成で可決されました。

同意 1 西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について	議案 19 高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
同意 2 西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について	議案 20 高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
同意 3 西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について	議案 21 教育関係使用料条例の一部改正について
諮詢 1 人権擁護委員の推薦について	議案 22 高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案 1 高鍋町高鍋浄化センターの更新工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について	議案 23 高鍋町歴史総合資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案 3 平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	議案 24 高鍋町指定有形文化財黒水家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案 4 平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	議案 25 高鍋町ねたきり老人等介護手当支給条例の全部改正について
議案 5 平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第6号）	議案 26 高鍋町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の制定について
議案 6 平成29年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）	議案 28 平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
議案 7 平成29年度高鍋町一つ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）	議案 29 平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
議案 8 平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）	議案 30 平成30年度高鍋町下水道事業特別会計予算
議案 10 高鍋町消防団条例の一部改正について	議案 31 平成30年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
議案 11 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について	議案 32 平成30年度高鍋町介護保険特別会計予算
議案 12 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について	議案 33 平成30年度高鍋町一つ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
議案 13 特別会計設置条例の一部改正について	議案 34 平成30年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
議案 15 高鍋町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	議案 35 平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算
議案 16 高鍋町介護保険条例の一部改正について	議案 36 平成30年度高鍋町水道事業会計予算
議案 17 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	発議 1 高鍋町議会基本条例の制定について
議案 18 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	

委員会質疑



西小学校の西門が改修されます

文教福祉 西小西門拡張

特別委員会 国保制度改革

- ◆ 福祉課
問 幼保連携型認定こども園について。
答 教育・保育を一体的に行う施設で、0歳から小学校就学前まで、一貫した教育・保育を提供できるようになる。
- ◆ 教育総務課
問 教育研究所の研究とは。
答 研究員の先生方は授業内容の改善等の研究を学校現場に活かすため、熱心に取り組まれている。
- ◆ 身体障がいを持つた児童への学校側の配慮は。
答 ハード面だけでなく、児童の行動範囲がなるべく1階部分で足りるような配慮などが考えられている。
- ◆ 門柱及びブロックの一部を解体して2・6mから4・4mに広げ、アルミ製の伸縮門扉を設置する。片開きで左側にたたむ作りとなり車の出入りがスムーズになる。

- ◆ 会計課
問 個人番号の発行枚数は。
答 通知カードの残は16通、個人番号カードは、申請は2474名、渡した方は2131名。
- ◆ 総務課関係
問 蚊口西ノ二地区津波避難タワーは、唐木戸墓地は、あと何区画残っているのか。
答 15区画である。
- ◆ 政策推進課関係
問 包括的連携事業協力とは。
答 鉄筋コンクリート作り2階建て、216平方メートルで高さは1層目が6・0メートル、2層目が9・0メートル415人が避難できる。



津波避難タワー（蚊口西ノ二地区）

- ◆ 会計課
問 県の証紙の手数料の増減はどうか。
答 例年そんには変わらない。28年度の決算に基づき計上した。今回は西中の購入が多くあつた。
- ◆ 町民生活課
問 個人番号の発行枚数は。
答 通知カードの残は16通、個人番号カードは、申請は2474名、渡した方は2131名。
- ◆ 総務課関係
問 蚊口西ノ二地区津波避難タワーは、唐木戸墓地は、あと何区画残っているのか。
答 15区画である。
- ◆ 政策推進課関係
問 包括的連携事業協力とは。
答 鉄筋コンクリート作り2階建て、216平方メートルで高さは1層目が6・0メートル、2層目が9・0メートル415人が避難できる。
- ◆ 政策推進課
問 町の地域課題の解決や、町づくりに関するさまざまな分野において、両者が連携して取り組みを進めることを目的としており、28年度は第6次総合計画に住民の意見を反映するために、町民の意見集約の場を共同開催するなど本町における対話の場作りを行なつた。

総務環境 包括的連携事業始まる

委員会質疑

産業建設 キヤノン関連予算増

建設管理課

- ◆ 農業委員会
問 高鍋町埋却地優良農地化再生事業補助金は新規事業だがどの様なものか。
答 場所は、染ヶ岡地区口蹄疫埋設地の養鶏所跡地で、まだ、売却しておらず、長期不耕作状態であり地力が落ちていると判断したため売却を行つた際に購入者が円滑に耕作できるよう土壤改良を行つた場合1回分35千円補助金を計上するもの。
- ◆ 建設管理課
問 キヤノン関係予算が大幅に増えているが、全体でどの位増えているのか。
答 工事請負費・設計委託・用地買収・補償費等合わせると約8億円。
問 駅に設置してある自動車等駐車場システム一式借上げ賃借料の内訳は。
答 一年間の賃借料は、約470万円で6年間のリースで約2800万円である。

- ◆ 政策推進課
問 岁入でふるさと納税15億円を計上した理由は。
答 平成29年度当初予算は5億5千万円で予算計上したが、実際は25億円に上がつた。本年度も25億円だが、予算規模が大きくなるため15億円にて設定した。
- ◆ 産業振興課
問 ふるさと納税返礼品取扱業務委託業者は現在何件あるのか。
答 事業者数56件で返礼品は300品である
- ◆ 政策推進課
問 キヤノンに伴う工事請負費が増えている。畑地灌漑工事・水道工事・西側ルートなどの配管布設替え工事が主に増えている。
- ◆ 農地課
問 農村施設費も大きく増えている理由は。
答 県営防災ダム改修の事業負担金が増えたため。

高鍋議会だより

高鍋町議会基本条例

前文

高鍋町議会は、地方分権の時代にあって、二元代表制の下、地方自治体における意思決定、事務執行の監視等、議会の機能を充分に發揮しながら地方自治の本旨の実現を目指すものである。

また、高鍋町議会は、高鍋町民の意思を代弁する合議制機関であることから、自らの総意と工夫により、町民との協調の下、まちづくりを推進していく必要がある。議会の公正性、公平性、透明性を確保することにより、町民に開かれた議会及び町民参加を推進し、地方自治本来のあり方を目指すため、この条例を制定する。

第1章 総則 (目的)

第1条 この条例は、高鍋町民の意思を代弁する合議制機関としての高鍋町議会の役割を明らかにするとともに、議会運営及び高鍋町議会議員に係る基本的事項を定め、議会及び議員の活動により、町民福祉の向上、町政の情報公開と町民参加を基本とした豊かな高鍋町を実現することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則 (議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1)公正性、公平性、透明性を確保すること。
- (2)町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させるための運営に努めること。

(3)町民の多様な意見を基に、調査活動や積極的な議論を通して政策提言を行い、政策立案の強化に努めること。

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1)議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2)町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不斷の研さんによって、町民の代表としてふさわしい活動をすること。

第4章 議会と行政の関係
(議会と町長、執行機関との関係)

第7条 議会審議における議会と町長、執行機関及びその職員との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。
(1)町長等の委員会への出席は、議長の要請によるものとする。
(2)本会議における質疑及び一般質問は、広く町民に対するため、議長又は委員長の許可を得て当該議員に対し反問することができる。
(3)議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対しても、その論点の整理又は質問の趣旨を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て当該議員に対し反問することができる。

第5章 議員間の自由討議と合意形成 (自由討議による合意形成)

第10条 運営については少數意見を尊重し、議員相互間の自由闊達な討議により議論を尽くし、合意の形成に努めるものとする。

第6章 議会及び委員会の活動 (議会及び委員会の活動)

第11条 議会は、委員会での審査に当たっては、資料等を執行部に要請し、住民への公開、判りやすい議論を行うよう努めなければならない。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備 (議会事務局の体制整備)

第12条 議会は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能を

第17条 議員定数は、高鍋町条例の定めるところとする。
2 議員定数及び次条に規定する議員報酬の改定に当たっては、行政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価などに關して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

3 議員定数の条例改正議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して、議員が提出するものとする。

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇 (議員の政治倫理)

第16条 議員は、町民全体の代表、奉仕者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を正しく行使し、不正利用をして町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

第9章 最高規範性と見直し手続き (最高規範性)

第19条 この条例は、議会における最高規範であり、この条例の趣旨に反する条例、規則等を制定してはならない。

一般質問

次頁から

一般質問は、議員の日常活動や考え方に基づき町長や教育長の方針を問うものです。
本町は一問一答方式です。議員ひとりの持ち時間は30分です。今回は9人が行いました。
一般質問の内容は後日、町のホームページから閲覧できます。
(記載は発言順です。)

2 議会は、議会が主宰するすべての会議を原則公開とする。
第5条 議会は、議決機関であることの責任を深く認識するとともに、町民に対する説明責任、責務を有する。
2 議会は、全議員の出席のもとに町民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催して、議会の説明責任を果たすとともに、町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

（議決責任等）

第6条 必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

2 議会は、全議員の出席のもとに町民に対する説明責任を果たすとともに、町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

（附属機関の設置）

第7条 議会審議における議会と町長、執行機関及びその職員との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

(1)町長等の委員会への出席は、議長の要請によるものとする。

(2)本会議における質疑及び一般質問は、広く町民に対するため、議長又は委員長の許可を得て当該議員に対し反問することができる。

(3)議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対しても、その論点の整理又は質問の趣旨を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て当該議員に対し反問することができる。

(4)議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対しても、その論点の整理又は質問の趣旨を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て当該議員に対し反問することができる。

(5)議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対しても、その論点の整理又は質問の趣旨を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て当該議員に対し反問することができる。

(6)議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対しても、その論点の整理又は質問の趣旨を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て当該議員に対し反問することができる。

(7)議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対しても、その論点の整理又は質問の趣旨を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て当該議員に対し反問することができる。

(8)議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対しても、その論点の整理又は質問の趣旨を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て当該議員に対し反問することができる。

(9)議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対しても、その論点の整理又は質問の趣旨を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て当該議員に対し反問することができる。

(10)議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対しても、その論点の整理又は質問の趣旨を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て当該議員に対し反問することができる。

(11)議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対しても、その論点の整理又は質問の趣旨を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て当該議員に対し反問することができる。

(12)議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対しても、その論点の整理又は質問の趣旨を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て当該議員に対し反問することができる。

(13)議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対しても、その論点の整理又は質問の趣旨を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て当該議員に対し反問することができる。

(14)議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対しても、その論点の整理又は質問の趣旨を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て当該議員に対し反問することができる。

(15)議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対しても、その論点の整理又は質問の趣旨を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て当該議員に対し反問することができる。

(16)議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対しても、その論点の整理又は質問の趣旨を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て当該議員に対し反問することができる。

(17)議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対しても、その論点の整理又は質問の趣旨を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て当該議員に対し反問することができる。

(18)議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対しても、その論点の整理又は質問の趣旨を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て当該議員に対し反問することができる。

(19)議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対しても、その論点の整理又は質問の趣旨を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て当該議員に対し反問することができる。

工事発注における基準

県の基準をもとにを行う



中村末子議員

問	工事発注において県は経営審査を行っているが、その基準はどの様に行っているか。	建設業法に従い県の基準で、町の資格審査により行つて	いる。	その中で有資格者との確認は行つているのか。工事は同時にできないと考えるが、専任を要しない工事については	秉務も可能である。
町長	建設業法に従い県の基準で、町の資格審査により行つて	いる。	の存在はあるのか。	詳しく述べを。	建設業法に従い県の基準で、町の資格審査により行つて
問	事業者Aランクの格付けの存在はあるのか。	ある。	Bランクの格付けの存在はあるのか。	詳しく述べを。	建設業法に従い県の基準で、町の資格審査により行つて
副町長	事業者Aランクの格付けの存在はあるのか。	ある。	Bランクの格付けの存在はあるのか。	詳しく述べを。	建設業法に従い県の基準で、町の資格審査により行つて
問	なぜ法で決められているからである。	なぜ法で決められているからである。	なぜ法で決められているからである。	なぜ法で決められているからである。	なぜ法で決められているからである。
副町長	なぜ法で決められているからである。	なぜ法で決められているからである。	なぜ法で決められているからである。	なぜ法で決められているからである。	なぜ法で決められているからである。
問	なぜ法で決められているからである。	なぜ法で決められているからである。	なぜ法で決められているからである。	なぜ法で決められているからである。	なぜ法で決められているからである。
中村末子議員	なかむらすえこ議員	なかむらすえこ議員	なかむらすえこ議員	なかむらすえこ議員	なかむらすえこ議員

◆キヤノンについて	誘致企業のメリットは。
町長	連業者交流人口の増加。
政策推進	一つは町のブランド力も含めて引つ張つて頂けると考えている。
課政策推進長	ふるさと納税についてふるさと納税参加事業者の数は。現在56事業所である。
問	その事業所での雇用者数についてどの位か。
課政策推進長	調査はしているが、発注が多くなった事でいろんな雇用が生まれていると考えている。

町長　現時点では、駅舎の改修に限定するのではなく、周辺施設との一体的な整備を進めることができ有効であると判断しており、将来を見据えた蚊ヶ浜、海浜公園をつないだ案が具体的になつてくればと考えている。

問　高鍋駅及び周辺の整備について伺う。

町長　現時点では、駅舎の改修に限定するのではなく、周辺施設との一体的な整備を進めることができ有効であると判断しており、将来を見据えた蚊ヶ浜、海浜公園をつないだ案が具体的になつてくればと考えている。

問　浜一帯の整備について。海岸線沿いの未舗装道路の整備



黒木正建議員

◆道路整備について

問 側溝蓋の破損が多くの危険性が大である。高齢化も進み蓋の取りはずしも困難になり、清掃ができないのが現状である。対応を伺う。

課建設管理長 あり、毎年3月に4地区で申請活用されており、
蓋上げや土砂等の障害物等の除去、回収処理等について担当課へ相談して頂きたく。

問 道路上の白ペイント表示の明確化について伺う。

町長　国からの特別交
付金が約470
万円あるが、ガードレー
ル、カーブミラー、用水
路の防護柵等に優先的に
使つており、予算的に整
備が追い付かないのが現
状である。

問　ふるさと納税の
使い道としての
「おまかせ寄付」を活用
させてもらい交通事故撲
滅に役立てたらどうか対
応を伺う。

問　下屋敷中川池（
2線）の工事の
進捗状況を伺う。

町長　今年度、詳細設
計を実施してお
り、来年度以降年次的に
用地買収し改良工事を実
施したい。

蚊口地区の振興対策について グランドデザインを描いた上で 計画につなげたい

を抱いた」と
計画につなげ



黒木正建議冒
くろきまさたけぎめい

意見 平均2名として
100名以上の雇用につながっていると
考えると、キヤノンより
地域業者育成が良いと考
える。

A black and white photograph of a steep, rocky hillside. The upper portion of the hill is covered in a dense forest of tall, thin trees. Below this, the slope is exposed and appears to be in a state of erosion or significant soil loss, with sparse vegetation and debris scattered across the ground. The overall scene suggests a landscape affected by environmental factors like deforestation or landslides.

ている元南九州
大学下の町道の安全対策
について伺う。

黒木博行議員



問 国は、介護が必要な人が施設で

町長 在宅介護者で一定の要件を満たしていられる方に対する紙お

問 介護する中で、介護者の負担を軽減するために町をとつていくのか。

町長 担い手の不足過ぎた後の施設の維持等の問題があるというふうに考える。

ではとも考えられてるが、今後ますます高齢者は増加していく中、体制についても十分と考えているのか。

町長 高齢者が生き生きと暮らせるためには、行政自らが地域に出向き、地域とともに介護予防に取り組むことが必要で、十分な体制づくりが必要と考える。

問 キヤノン進出は、係る町の関連事業について、現在までの整備に係る費用はどの程度か。

町長 工業用地の整備に関して、解体工事、造成工事、アクセス道路や下水道の設計業務委託、文化財の縮図調査等の事業を行つてきました。その費用は約17億円となつてある。

円た冊の負担となるがと
思う。

の問題があるといふうに考える。

問 介護が必要となつた人を自宅で介護する中で、介護者の負担を軽減するために町としてはどのような対策をとっていくのか。

町長 在宅介護者で一定の要件を満たしている方に対する紙おむつの支給や住宅改修等の適切な介護のための介護の実施、認知症の方の介護されている方については、認知症介護者の集いによるオレンジカフェや介護者の集いの活動支援を引き続き行つて、高齢者福祉における自治体の取り組みを進めていく所存です。

問 国は、介護が必要な人が施設ではなく、できるだけ自宅で生活ができるような環境の整備に力を入れているが、これは増加し続ける社会保険費に一定の歯止めをかけようとしているためだと考えるが、今後の高齢者人口の推移等から、ほかにも理由があ

るのか。

整備に係る費用はどの程度か。

町長 工業用地の整備について、解体工事、造成工事、アクセス道路や下水道の設計業務委託、文化財の縮図調査等の事業を行つてきました。その費用は約17億円となつてゐる。

最終的に町の持ち出しはいくら位になる予定か。

町長 払出は今回の工業用地整備に連する造成工事、道路整備等の全体事業費が約39億円。また、土地売り払いで収入企業負担、国庫補助金等の収入全体を約26億円と見込んでいる。したがつて、差額の約13億

社の高鍋の新工場に対する投資は約23億円である。今後町に入る固定資産税、法人税を考えると、無理があるとは思っていないが、税収だけを考えるのではなく、キヤノン進出の相乗効果を利用して、町の活性化を図ることが重要と考える。

わけもん 吉ばっちょーピ

未来に届け 第2回



問 今回の、若者ターゲットは、誰やろかね。

答 エイサークラブ 高鍋しんかんちゃ～じゅる。

問 なんでや。

答 2014年、2015年、世界エイサー大会でグランプリ部門特別賞受賞。2017年、世界エイサー大会ジュニア部門第三位入賞すごいやろ。



世界エイサー大会 2017



高鍋しんかんちゃーは、2007年に、南九州大学が移転するにあたり、高鍋に根差していた学生チーム（沖縄県人会）の志を引き継ごうと、当時の高鍋商工会議所青年部会員が演舞を行い、その中の有志が集まって結成したのが始まりです。三世代で演舞ができる幅広い年齢層の会員（60名）が所属。高鍋を中心に、各種イベント等約50公演程演舞させて頂いてます。

また、例年運動会時期には、高鍋東小学校・高鍋西小学校・木城小学校など、エイサーの指導に伺っております。これからも、エイサーをとおして皆様の笑顔を見ることが楽しみです。

提供：創作エイサー 高鍋しんかんちゃー 平山基史 会長



▼ 楽しい親子遠足
（表紙写真）
（久春福祉会一真持田保育園）

新年度を迎えて、各方面で様々な事がスタートしていくます。

よし やるぞ
(春成 勇・記)

三月議会では、平成三十年度の一般会計予算が百十九億で可決しました。また、議会基本条例も制定されました。

編集後記